

指定管理者の管理運営に関する平成29年度評価票

所 管 課	観光振興課	
施 設 名 称	八代市日奈久観光交流施設 日奈久ゆめ倉庫	指定期間 5年
評 価 対 象 期 間	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	

I 評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価レベル	得点
1 当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み	40		32
(1) サービス向上の実現に向けた具体的な取組み	25	4	20
①開館時間、休館日などの運営状況は適切であったか			
②自主事業は提案どおりに実施され、利用者の増加につながったか			
③各種広報媒体を活用して、自主事業又は施設の周知は図られたか			
④観光客等の休憩施設として、利用者の増加につながるサービス等は実施されたか			
⑤利用料の減免・免除は適切に行われたか。			
(2) 利用者満足度	15	4	12
①利用者アンケートを実施し、その結果が管理業務等に反映されたか			
②利用者からの苦情等に対する対応は適切であったか			
③要望及び苦情に対する改善策等は講じられたか			
④施設利用者への情報提供を適切に講じられたか			
[評価の理由] 前年と比較し、来場者数は35%、施設利用者数は10%増加している。利用者アンケートについては、施設職員の対応や施設運用におおよその利用者が「満足」と回答。観光交流施設ならではの性質を生かしつつ、地域・施設・行政間の連携がスムーズで、利用者や地域からの要望や課題、苦情への対応などが適切に行われている成果と思われる。			
2 管理経費縮減に関する取組み	15		12
(1) 経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み	10	4	8
①経費削減のための十分な取組がなされ、その効果があったか			
②省エネルギー及び環境に配慮した取組は実施したか			
③適切な会計処理を行うため、マニュアル等を作成し、適切な経費の執行はされたか			
(2) 収入の増加	5	4	4
①効果的な施設利用に努め、収益の向上が図られたか			
[評価の理由] 光熱水費の増加は施設使用や利用者数の増加による影響と思われる。日常的な利用者へ節約啓発や、職員の機器管理の節約は徹底されており、経費削減に努めていることが見受けられる。施設管理については、施設の備品修繕や清掃等を職員自ら行うなどによる経費削減に取り組み、年々増加する維持修繕の経費が抑えられている。			

3	当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み	20		18
	(1) 施設管理手法及び維持管理体制			
	①管理業務が確実に履行できる人員配置及び勤務体制であったか	10	4	8
	②管理業務を履行するにあたり、マニュアルの作成及び必要な研修は十分講じられていたか。			
	③施設設備の点検や備品の管理等は適切に実施されたか			
	(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など			
	①施設の予約や利用等が、公平かつ適切に実施されたか	10	5	10
	②防火管理者の配置や緊急時の対応体制は十分であったか			
	③個人情報の管理等はマニュアル等を整備し適切に管理されていたか			
	[評価の理由]			
	設備点検などの管理運営や緊急時の管理体制、個人情報管理等については「管理運営マニュアル」に基づき、研修等が実施されている。災害等の緊急対応についても市や関係機関等との連携が取れており適切に対応している。施設貸出等についてもマニュアル等に従い適正に処理されていた。			
4	その他の取組み	25		25
	(1) 市民に親しまれる施設にする為の取組み			
	①地域の団体と連携したイベントの開催は実現されたか	20	5	20
	(2) 地域雇用への配慮			
	①地元採用や地元業者への委託は、実現されたか	5	5	5
	[評価の理由]			
	本施設は観光客利用の他に地元住民の交流の場にもなっており、地元住民や団体の利用を積極的に働き掛けている。また、地域団体等の各種連絡調整も行っており、観光をはじめとする地域のまちづくり拠点の中核としての地位を確立している。雇用については日奈久地域1名、八代市在住者2名であった。修繕等の業者についても日奈久地域を最優先に八代市内の業者で対応されていた。			
合 計		100		87

【評価レベル】

評価レベル	乗 率	内 容	備 考
5	100%	良 い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	目標(計画)を上回る管理運営がなされている
3	60%	普 通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
2	40%	↓	目標(計画)を下回る管理運営がなされている
1	20%		目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

※合計得点が60点未満の場合は、改善指示書を通知する等の必要な措置を行う。

※合計得点が60点以上の場合であっても、重要な項目については、同様の措置を行う。